

オーストラリアにおける 一般用医薬品販売規制等について

1. 医薬品の種類について

	処方せん薬	薬剤師義務薬	薬局義務薬	一般販売薬
分類基準等 販売規制	医師の処方せんが必要な医薬品	薬剤師から直接販売することが必要な医薬品	薬局でなければ販売できない医薬品	一般小売店でも販売できる医薬品
	医師の処方せんに基づき薬剤師が調剤を行う。	薬局において薬剤師が必ず情報提供を行い、販売する。	薬局においてのみ販売できる。	なし
その他	このほか、医薬品の区分については、麻薬・覚せい剤、治験薬等の区分がある。			

2. 医薬品の販売業態について

	薬局			一般小売店
調剤の可否	可能			不可能
薬剤師等配置規制 常時配置	あり			なし
薬剤師等の義務	薬剤師義務薬は、薬剤師が患者へ情報提供した上で販売しなければならない。			なし
管理内容	処方せん薬	薬剤師義務薬	薬局義務薬	セルフ販売
	患者の手の届かないところに陳列	患者の手の届かないところに陳列	セルフ販売	
取扱可能品目	全ての医薬品			一般販売薬

※1) 本調査は聞き取り及び文献による調査であるが、その内容は一定程度の確実な情報ではあるものの、完全に正確ではない可能性がある。

※2) 本調査については、法律に基づかない行政指導事項等が含まれている可能性がある。